

認定看護師教育基準カリキュラムの概要
(特定行為研修を組み込んでいる教育課程: B課程教育機関)

分野	感染管理
作成年月	平成 31 年 3 月
【趣旨】	
<p>認定看護分野をとりまく社会的ニーズの変化に伴い、感染管理認定看護師として求められる知識・技術を強化するため、特定行為研修を組み込んだ。感染管理分野に関しては、医療等を提供する場で働くあらゆる人々及び患者と地域住民に対し、急性期医療から在宅医療まで地域へと広がる医療ニーズに貢献できる構成とするため、現行の基準カリキュラムから含めていた地域連携や施設外への活動について改めて整理・強調し、新たなカリキュラムを作成した。</p>	
【組み込む特定行為区分】	
<ul style="list-style-type: none"> ・「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」 ・「感染に係る薬剤投与関連」 	
【詳細】 〈〉は単元、『』は新たな基準カリキュラムの教科目、「」は現行の基準カリキュラムの教科目を示す	
<p>1. 認定看護分野専門科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の「医療管理学」と「感染管理学」を整理し、『感染管理学』へ統合した。医療関連感染の予防と管理の歴史や政策、関係法規等など医療提供システムについて理解する構成とし、医療の質評価およびリスクマネジメントに関する項目は共通科目で学習する内容とした。 ・共通科目『臨床推論』では疫学の基礎項目について学習する。したがって、『疫学・統計学』では疫学・統計学的手法を用いて、集団における医療関連感染のリスクを科学的手法で評価・分析し、対策立案、改善までの一連のプロセスが理解できる構成とした。 ・『医療関連感染サーベイランス』は施設にあわせた実践を行うため、診療報酬の算定要件である地域や全国で実施しているサーベイランスへの参加やベンチマーキングが行える知識・技術が得られるよう、基礎知識はもちろんのこと立案、実施、評価を実践できる知識・技術を学ぶ構成とした。 ・現行の「微生物・感染症学」の感染症診療に関する内容は専門科目(特定行為研修区分別科目)『感染に係る薬剤投与関連』で学習するため、『微生物学』とした。最近の重要課題である薬剤耐性菌対策については、感染管理認定看護師に期待される役割が大きいことから『感染防止技術』に〈薬剤耐性菌対策〉として単元に加えた。また、〈ワクチンで予防可能な感染症〉については『職業感染管理』でワクチンプログラムの推進と併せて学習する構成とした。 ・『感染管理指導と相談』は、施設内外での指導プログラムの立案・実施・評価を実践できる知識・技術を学ぶ構成とし、模擬授業および事例検討を行う内容とした。 <p>2. 統合演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属施設における医療関連感染予防・管理プログラムの 7 つの項目全てについて立案し、発表する。 <p>3. 臨地実習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨地実習のねらいに、『地域連携、在宅医療、保健福祉施設等の施設外の活動等を含む』を加え、実習施設においてその施設が行う感染管理活動における地域連携についても学ぶものとした。 	